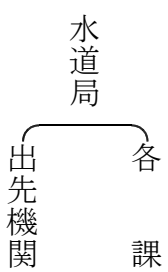


奈良県営水道企業管理規程第二号



奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十六日

奈良県知事 荒井正吾

第三章の章名中「育児休業」を「休業」に改める。

第三章中第十四条の前に次の四条を加える。

（配偶者同行休業の承認等）

第十三条の二 職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条から第十三条の五まで及び第十八条の二から第十八条の八までにおいて同じ。）が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の承認の申請手続等）

第十三条の三 配偶者同行休業の承認を受けようとする職員は、配偶者同行休業承認申請書（第二号様式の二）により、配偶者同行休業を始めようとする日の原則として一月前までに申請するものとする。

2 管理者は、配偶者同行休業の承認を申請した職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第十三条の四 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（配偶者同行休業に係る事項の変更の届出）

第十三条の五 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第八条の規定によるほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を書面により管理者に届け出なければならぬ。

2 第十三条の三第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第十四条中「第二号様式の二」を「第二号様式の三」に改める。

第十八条の二中「（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条から第十八条の八までにおいて同じ。）」を削る。

第二号様式の二を第二号様式の三とし、第二号様式の次に次の一様式を加える。

第 2 号様式の 2（第 1 3 条の 3 関係）
配 偶 者 同 行 休 業 承 認 申 請 書

(任 命 権 者)		申請年月日		年	月	日
		殿	申請者 所 属			
下記のとおりで配偶者同行休業の承認を申請します。 配偶者同行休業の期間の延長						
		職・氏名		Ⓔ		
1 申請に係る配偶者	氏 名					
	職 業					
	申請時の所属名称 (所 在 地)		()			
	外国滞在事由					
	外国滞在中の所属先名称 (所 在 地)		()			
	外国滞在事由の 継続する期間		年 月 日から		年 月 日まで	
2 申請の内容			☐ 配偶者同行休業の承認 (「5 延長の期間」は記入不要) ☐ 配偶者同行休業の期間の延長 (「4 申請期間」は記入不要)			
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)						
4 申請期間			年 月 日から		年 月 日まで	
5 延長の期間			年 月 日から		年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間			年 月 日から		年 月 日まで	
6 備 考						

- (注) ① この申請書には、申請書に係る配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合は、「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
④ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄		職・氏名 _____